

事 務 連 絡
令和3年1月12日

各 介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の
届出先の変更に係る資料の掲載について

介護保険行政の推進につきましては、日頃より格段のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険法に基づき介護サービス事業者が整備する業務管理体制の整備に関する届出について、都道府県知事が届出先となっていた事業者のうち、同一中核市に所在する事業者の届出先が、令和3年4月1日から中核市の長に変更となります。

そのため、当該変更を周知するためのリーフレット（別添参照）を、厚生労働省ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

については、貴団体内における介護サービス事業者に対しての周知につきまして、よろしく申し上げます。

なお、都道府県・指定都市・中核市介護保険業務管理体制担当課あてに、同様の事務連絡を発出していることを申し添えます。

掲載箇所

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html

連絡先：

厚生労働省 老健局 総務課

介護保険指導室 業務管理係

電 話：03(5253)1111(内線 3958)

令和3年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る 届出書の届出先が一部変わります

指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、
原則都道府県知事から中核市の長へ変更となります。

なお、この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
(令和元年法律第26号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正されました。

区 分	届出先 (現行)	届出先 (令和3年4月1日以降)
① 指定事業所が三以上の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に 所在し、かつ、二以下の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の 都道府県知事	主たる事務所の所在地の 都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にの み所在する事業者	指定都市の長	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ 所在する事業者 (※)	都道府県知事	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)の みを行う事業者で、指定事業所が 同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事	都道府県知事

(※) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く(届出先は都道府県知事のまま)



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室